

告 示

埼玉県告示第千二百三十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年十月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年十月二十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人青藍会

三 代表者の氏名

等々力 健治

四 主たる事務所の所在地

埼玉県越谷市越ヶ谷五丁目四番四十八号

五 定款に記載された目的

この法人は、障害児、その家族に対し適切な療育、支援を行い必要な福祉サービスが提供され充実した生活を安心して送ることができるとする支援体制を創造することにより、社会の利益の増進に寄与することを目的とする。